

# ※※※ 重要事項説明書 ※※※

令和8年6月1日

## やすらぎの家 さよう

【 小規模多機能型居宅介護（短期利用） 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用） 】

この「重要事項説明書」は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」第88条により準用する第9条（「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」第64条により準用する第11条）の規定にもとづき、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）サービス提供契約に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

### ※※ 目 次 ※※

1	事業主体	P 2
2	事業所の概要	2
3	事業の目的と運営方針	2
4	事業実施地域、営業時間、定員等	2
5	職員勤務の体制	2
6	サービスの概要	2
7	サービス利用料金	3～6
8	利用にあたっての留意事項	7
9	非常災害時の対策	7
10	業務継続計画の推進	8
11	感染症対策の推進	8
12	緊急時の対応方法	8
13	協力医療機関等	8
14	秘密の保持	9
15	プライバシーの保護	9
16	小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画	9
17	身体的拘束等の適正化	9
18	高齢者虐待防止対策の推進	10
19	ハラスメント防止対策の推進	10
20	その他運営についての留意事項	10
21	苦情相談機関	10～11
22	運営推進会議の概要	11

## 1 事業主体

事業主体（法人名）	医療法人 社団一葉会
代表者（役職名及び使命）	理事長 森 泰宏
法人所在地	〒679-5301 兵庫県佐用郡佐用町佐用1111番地
電話番号及びFAX番号	電話(0790)82-2321 FAX(0790)82-2894
設立年月	昭和43年1月

## 2 事業所の概要

### ① 事業所の名称等

名称	小規模多機能型居宅介護事業所 やすらぎの家 さよう
代表者	森 正枝
責任者（管理者）	青木 幸子
開設年月日	平成20年2月1日
介護保険事業者指定番号	指定 2893700035
所在地	〒679-5301 兵庫県佐用郡佐用町佐用2838番地2
電話番号及びFAX番号	電話(0790)82-3688 FAX(0790)65-9515
交通の便	JR姫新線 佐用駅から徒歩約3分(さよう文化情報センターの東隣)

### ② 主な設備

宿泊室	9室（定員1名） 1室あたり面積7.67㎡
食堂、居間	食堂40.3㎡ 居間28.7㎡ 合計69㎡（1人当たり3.83㎡）
トイレ	車椅子対応トイレ1ヶ所 一般トイレ3ヶ所
浴室	1ヶ所（一般浴槽・特別浴槽 各1個）
台所	1ヶ所

## 3 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が住み馴れた地域・自宅で可能な限り暮らし続けられることを目的として、介護保険法令に従い、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを含め、個別性に合った介護サービスを柔軟に組み合わせたケアプランに基づいたサービスを提供します。
運営方針	<p>利用者の人格を尊重し、小規模多機能型居宅介護計画・介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、家庭的な環境の下で主体的に日常生活が過ごせるようなサービスを提供します。また、生活リハビリ(機能訓練)や小集団での生活体験を通してADL(日常生活動作)の維持・改善に取り組みます。</p> <p>訪問サービスでは、24時間体制にて利用者・家族が安心して生活できる対応を提供します。</p>

## 4 事業実施地域、休業日、定員等

休業日	基本 年中無休
サービス提供時間	通いサービス 基本 7:00～19:00 泊まりサービス 基本 17:00～ 8:00 訪問サービス 基本 8:30～17:30（基本時間以降は要相談） 窓口営業時間 8:30～17:30
通常の実施地域	佐用郡佐用町内とする
定員	登録定員 29名 通いサービス定員 18名 宿泊サービス定員9名

## 5 職員配置の状況

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名	—	事業内容の調整
介護支援専門員	—	1名	サービスの調整・相談業務
介護職員	7名	3名	日常生活の介護・相談業務
看護職員	—	3名	健康チェック等の医療業務

## 6 サービスの概要

通いサービス	食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事の提供及び食事の介助をします。</li> <li>・ 外食に出かけることもあります。</li> </ul>
	排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な支援を行います。</li> </ul>
	入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入浴・シャワー浴又は清拭を行います。</li> <li>・ 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。</li> </ul>
	生活リハビリ (機能訓練)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の残存機能を生かした主体的な日常生活動作を支援し、機能低下を防止できるよう支援します。</li> <li>・ 利用者の状態に応じて体操・レクリエーションをとおして機能訓練の視点から機能向上に努めます。</li> </ul>
	健康チェック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血圧測定等、利用者の健康状態の把握を行います。</li> </ul>
	送 迎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。</li> </ul>
訪 問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の自宅を訪問し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。</li> </ul>	
宿 泊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。</li> </ul>	

留意事項) 本事業所で提供するサービスに登録後は、他事業所の行う次の介護保険サービスはご利用できません。

- ・ 訪問介護(ホームヘルプ)、訪問入浴、通所介護(デイサービス)、通所リハビリ(デイケアサービス)、短期宿泊(ショートステイ)

但し、区分支給限度基準額の範囲内で、訪問看護、訪問リハビリ、福祉用具貸与の介護保険サービスはご利用できます。

例えば、要介護2の方が本事業所を利用された時には、… 要介護2の区分支給限度基準額197,050円から小規模多機能サービス利用分153,370円を差し引いた43,680円(4,368単位)がご利用限度額となります。

※ 区分支給限度基準額とは?…要介護度の区分によって介護保険法で定められた負担割合で利用できるサービスの限度額です。

## 7 サービス利用料金

### ① 保険給付サービス利用料金

保険給付サービス	<p>要支援・要介護度別に応じて定められた金額(省令により変更あり)から介護保険給付額を除いた差額(負担割合証に基づきサービス利用料金の1割又は2割又は3割)が利用者負担額となります。1ヶ月ごとの包括費用(月定額)です。ただし、介護保険法改正により給付額の変更があった場合は法改正に準じた負担額変更をさせていただきます。</p>
	<p>月途中から登録された場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。</p> <p>※ 登録日とは利用者と事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日とします。</p> <p>※ 登録終了日とは利用者と事業所の利用契約を終了した日とします。</p>

ア) 小規模多機能型居宅介護（1月あたり）

介護保険負担割合証が2割、3割負担の方は下記利用者負担額の2倍、3倍の料金支払いとなります。

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	10,458 単位	15,370 単位	22,359 単位	24,667 単位	27,209 単位
料金 (A)	104,580 円	153,700 円	223,590 円	246,670 円	272,090 円
介護保険 給付金額 (B)	94,122 円	138,330 円	201,231 円	224,003 円	244,881 円
利用者負担 (A) - (B)	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,667 円	27,209 円

イ) 介護予防小規模多機能型居宅介護（1月あたり）

介護保険負担割合証が2割、3割負担の方は下記利用者負担額の2倍、3倍の料金支払いとなります。

介護度	要支援1	要支援2
単位数	3,450 単位	6,972 単位
料金 (A)	34,500 円	69,720 円
介護保険 給付金額 (B)	31,050 円	62,748 円
利用者負担 (A) - (B)	3,450 円	6,972 円

ウ) 初期加算（1日あたり）

介護保険負担割合証が2割、3割負担の方は下記利用者負担額の2倍、3倍の料金支払いとなります。

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の利用者負担があります。

30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

初期加算単位数	30 単位
料金 (A)	300 円
介護保険給付金額 (B)	270 円
利用者負担 (A) - (B)	30 円

エ) 認知症加算

介護保険負担割合証が2割、3割負担の方は下記利用者負担額の2倍、3倍の料金支払いとなります。

認知症加算(Ⅲ)、認知症加算(Ⅳ)を算定すべき利用者については、下記のとおり加算分の利用者負担があります。

認知症加算Ⅲ（該当者のみ）	760 単位
料金 (A)	7,600 円
介護保険給付金額 (B)	6,840 円
利用者負担 (A) - (B)	760 円

認知症加算Ⅳ（該当者のみ）	460 単位
料金 (A)	4,600 円
介護保険給付金額 (B)	4,140 円
利用者負担 (A) - (B)	460 円

オ) サービス体制強化加算Ⅱ

介護保険負担割合証が2割、3割負担の方は下記利用者負担額の2倍、3倍の料金支払いとなります。

サービス体制強化加算Ⅱ	640 単位
料金 (A)	6,400 円
介護保険給付金額 (B)	5,760 円
利用者負担 (A) - (B)	640 円

カ) 総合マネジメント体制強化加算

介護保険負担割合証が2割、3割負担の方は下記利用者負担額の2倍、3倍の料金支払いとなります。

総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	1,200 単位
-----------------	----------

キ) 訪問体制強化加算

介護保険負担割合証が2割、3割負担の方は下記利用者負担額の2倍、3倍の料金支払いとなります。

訪問体制強化加算	1,000 単位
----------	----------

ク) 処遇改善加算

介護保険負担割合証が2割、3割負担の方は下記利用者負担額の2倍、3倍の料金支払いとなります。

介護職員等処遇改善加算 (Ⅱロ)	18.3%
------------------	-------

ケ) 特別地域加算

介護保険負担割合証が2割、3割負担の方は下記利用者負担額の2倍、3倍の料金支払いとなります。

特別地域加算	15%
--------	-----

コ) 看護職員配置加算

介護保険負担割合証が2割、3割負担の方は下記利用者負担額の2倍、3倍の料金支払いとなります。

看護職員配置加算Ⅲ	480 単位
-----------	--------

**※緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応(短期利用居宅介護)**

宿泊室の空床がある場合であって、下記にある一定の条件下において、登録者以外の短期利用を実施

サ) 小規模多機能型居宅介護 (1日あたり)

介護保険負担割合証が2割、3割負担の方は下記利用者負担額の2倍、3倍の料金支払いとなります。

介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	424 単位	531 単位	572 単位	640 単位	709 単位	777 単位	843 単位
料金 (A)	4,240 円	5,310 円	5,720 円	6,400 円	7,090 円	7,770 円	8,430 円
介護保険給付金額 (B)	3,816 円	4,779 円	5,148 円	5,760 円	6,381 円	6,993 円	7,587 円
利用者負担 (A) - (B)	424 円	531 円	572 円	640 円	709 円	777 円	843 円

シ) サービス体制強化加算Ⅱ (1日あたり)

介護保険負担割合証が2割、3割負担の方は下記利用者負担額の2倍、3倍の料金支払いとなります。

サービス体制強化加算Ⅱ	21 単位
料金 (A)	210 円
介護保険給付金額 (B)	189 円
利用者負担 (A) - (B)	21 円

ス) 処遇改善加算（1月あたり）

介護保険負担割合証が2割、3割負担の方は下記利用者負担額の2倍、3倍の料金支払いとなります。

介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ）	18.3%
-----------------	-------

以下の要件を満たすと短期利用居宅介護が利用できます。

☆ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。

☆ 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること。

☆ 指定小規模多機能型居宅介護等が提供するサービス提供が過少である場合の減算を受けていないこと。

☆ 指定基準に定める従業者の員数を置いていること。

以上の要件を満たすと短期利用居宅介護が利用できます。

②その他のサービス利用料金

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

食事の提供に要する費用	朝食 300円 昼食(おやつ代込) 700円 夕食 600円 *お弁当には別途消費税がかかります。
おむつ代等排泄用具	実費（利用時に持参することもできます）
宿泊に要する費用	1泊 2,000円
レクリエーション費用	教養娯楽としてレクリエーション活動に関する費用（材料費等の実費） 100円/月
その他	実費（事務諸費、買物時での嗜好品等の個人的な買物など）

③利用料金の支払い方法

利用料、その他の費用の請求	利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日頃に利用者宛にお届けします。
利用料、その他の費用の支払い	請求月内に、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 ア) 事業所(佐用共立病院)での現金支払い イ) 銀行振込 ウ) 郵便銀行口座振替 / 兵庫西農業協同組合口座振替 お支払いを確認しましたら、領収書をお渡します。必ず保管をお願いします。

8 利用にあたっての留意事項

被保険者証の提示	利用申し込み時には、「介護保険被保険者証」を提示してください。 同被保険者証の内容が変更になった際にも提示してください。
食 事	食事サービスの利用は任意です。食事の変更は昼食9:30、夕食14:00までです。 お弁当ご持参も可能です。あらかじめ事業所に申し出てください。
入 浴	入浴サービスについては任意です。基本週2回の入浴になります。 入浴時間帯…利用者の体調・意向に配慮して、適時、入浴していただきます。
送 迎	交通の諸事情により送迎時間に多少のずれが生じる場合がありますが、大幅なずれが生じる場合はご連絡をさせていただきます。

訪 問	訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。 1 医療行為 2 利用者の家族に対する訪問介護サービス 3 利用者又はその家族等からの金品の授受 4 利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 5 利用者又はその家族等に行う迷惑行為
宿 泊	急な利用希望にもできるだけ対応いたしますが、宿泊室の定員を超えた利用等、応じられない場合があります。 他の利用者の希望もありますので、調整させて頂くことがあります。
設備、備品の使用	事業所内の設備や備品は、本来の用途に従ってご利用ください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。 ご自宅で普段使い慣れた持ち物をご持参いただくこともできます。(要相談)
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、無断で他の利用者の宿泊室に立ち入らないようにしてください。
飲酒、喫煙	飲酒について、医療的指示や他の利用者への支障がある場合には、禁酒していただく場合があります。 敷地内は禁煙となっておりますので喫煙は、ご遠慮ください。
貴重品等	貴重品や大金の紛失・破損については本事業所では責任を負えません。
動物の持ち込み	ペットの持ち込みは、ご遠慮ください。
宗教活動、政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
その他	体調がすぐれない時は、速やかに申し出てください。

## 9 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	消防署への通報を行い、利用者の安全確保を第一優先に考えた指定避難場所への誘導・消火活動を行います。 負傷状態を確認し、協力医療機関等への搬送等の適切な医療・看護処置を行います。
平常時の訓練等	年2回以上の避難訓練の実施。適時、職員への防災教育・防火設備や救命処置の習熟を目的とした訓練を行います。
消防計画等	自主的に緊急時の連絡網・マニュアルを作成し、緊急時における利用者・職員の安全確保に努めます。 防火責任者 小林 綾子
防火設備 避難設備等の概要	① 消防署へ通報する火災報知器…1ヶ所      ②スプリンクラー…全室 ② 非常ベル…2ヶ所      ④誘導灯…4ヶ所      ⑤消火器…3本

## 10 業務継続計画の推進

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護事業の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開をはかるための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。	
研修及び訓練の実施	職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
業務継続計画の変更	事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を変更します。

## 11 感染症対策の推進

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の措置を講じます。	
委員会の開催	事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底します。
指針の整備	事業所における感染症の予防まん延防止のための指針を整備します。
研修及び訓練の実施	事業所において、職員に対し感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的の実施します。

## 12 緊急時の対応方法

事故発生時や利用者の体調悪化時等の緊急時の対応方法	救命処置を第一優先に考え、協力医療機関である「佐用共立病院」への通報・搬送等の緊急時対応を行います。
送迎時に発生した事故等に対する保障	三井住友海上火災保険株式会社に加入済

## 13 協力医療機関等

医療・介護・福祉の結びつきを確保し、利用者の心身の様態または希望によるサービス変更にも対応して継続して利用できる体制を整えています。

医療機関	佐用共立病院	
	所在地 兵庫県佐用郡佐用町佐用 1111	電話(0790)82-2321
歯科医療機関	佐用共立病院(歯科)	
	所在地 兵庫県佐用郡佐用町佐用 1111	電話(0790)82-2321
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 朝陽ヶ丘荘	
	所在地 兵庫県佐用郡佐用町平福 138-1	電話(0790)83-2008
介護老人保健施設	介護老人保健施設 ハイム・ゾンネ	
	所在地 兵庫県佐用郡佐用町林崎 662-3	電話(0790)78-0001

#### 1.4 秘密の保持

- (1) 事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知りえた利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従事者であった者は、正当な理由がなくその業務上知りえた利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業者では、利用者の医療上緊急の必要がある場合や身の安全確保のために利用者又はご家族の個人情報を用います。

#### 1.5 プライバシーの保護

利用者の人格を尊重し、プライバシーの保護に努めます。

#### 1.6 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービス等を柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者又はご家族と協議のうえで小規模多機能型居宅介護計画・介護予防小規模多機能型居宅介護計画を定め、また、その実施状況进行评估します。

計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者又はご家族に説明のうえ交付します。サービス提供に関する記録は、その完結の日から5年間保管します。

#### 1.7 身体的拘束等の適正化

身体的拘束等の禁止	事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
緊急やむを得ない場合の検討	緊急やむを得ない場合については、管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員で検討し、個人では判断しません。
家族への説明	緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内において行うものとします。
身体的拘束等の記録	身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録します。
委員会の開催	身体的拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底します。
指針の整備	身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
研修会の開催	介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

## 1 8 高齢者虐待防止対策の推進

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止する為に、次の措置を講じます。	
委員会の開催	事業所における虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的 に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に 周知徹底します。
指針の整備	事業所における虐待の防止の為の指針を整備します。
身体的拘束等の記録	身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者 の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録します。
委員会の開催	身体的拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を3月に1回 以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業員 に周知徹底します。
指針の整備	身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
研修会の開催	事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止の 為の研修を定期的実施します。
担当者の配置	虐待防止対策を推進するための担当者を配置します。

## 1 9 ハラスメント防止対策の推進

事業所は、適切な小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

## 2 0 その他運営についての留意事項

事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の自覚を有するものその他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

## 2 1 苦情相談機関

事業所苦情相談窓口	担当者 管理者 青木 幸子 計画作成者 高見 浩史 連絡先 やすらぎの家 さよう 佐用郡佐用町佐用 2838-2 電話(0790)82-3688 また、苦情受付箱を事業所受付けに設置しています。
事業所外苦情相談窓口	佐用町高年介護課 連絡先 佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1 電話(0790)82-2079 [受付日] 毎週月曜日～金曜日(祝日除く) [受付時間] 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

	兵庫県国民健康保険団体連合会 連絡先 神戸市中央区三宮町1丁目9番 1-1801号 電話 (078)332-5618 [受付日] 毎週月曜日～金曜日(祝日除く) [受付時間] 9:00～17:15 兵庫県福祉サービス運営適正化委員会 連絡先 神戸市中央区坂口通 2-1-18 電話 (078)242-6868(相談専用) [受付日] 毎週月曜日～金曜日(祝日除く) [受付時間] 10:00～16:00
--	--

## 2.2 運営推進会議の概要

目的	サービス提供に関して、提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議から評価、要望、助言を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置し、より地域に開かれた事業所を目指します。						
委員の構成	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">利用者代表</td> <td style="width: 50%;">利用者の家族代表</td> </tr> <tr> <td>佐用駅前自治会長</td> <td>佐用町民生委員</td> </tr> <tr> <td>佐用町高年介護課職員</td> <td>地域代表</td> </tr> </table>	利用者代表	利用者の家族代表	佐用駅前自治会長	佐用町民生委員	佐用町高年介護課職員	地域代表
利用者代表	利用者の家族代表						
佐用駅前自治会長	佐用町民生委員						
佐用町高年介護課職員	地域代表						
開催時期	おおむね2ヶ月に1回開催します。						

